

市町村受理印

福島県知事

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に基づき、下記のとおり精神障害者
保健福祉手帳の交付を申請します。

本人以外が申請する場合は下記を記載する。

(注) 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証」（特別障害者給付金支給決定通知書）及び国庫金振込通知書（国庫金送金通知書の写し）が必要です。

- 2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 写真(縦4 cm×横3 cm)は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影をしたものであること。

市町村担当者確認

既 存 の 手 帳	※有 効 期 限	年 月 末 日	※等 級		※手帳番号						
※自立支援医療 同時申請 □有 ・ □無	個人番号確認 □済 □マイナンバーカード□住民基本台帳 □その他 ()		備考								